

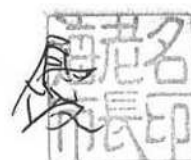


海老名市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月15日

海老名市長

町野



海老名市規則第37号

海老名市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する
規則

海老名市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則（昭和33年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「の支給額」を「に係る通勤手当の額」に改める。

第13条第1項から第3項までを次のように改める。

条例第9条第5項の規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第9条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第9条第3項第2号に定める額（第9条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第9条第4項第1号に定める額の合計額（第15条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が55,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第9条第5項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

2 条例第9条第5項の規則で定める日は、条例第6条第2項に規定する給料を支給する日（以下この条において「給料の支給定日」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由が発生した日の属する月の翌月の給与の支給定日とする。

（1） 職員に新たに条例第9条第1号の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合

（2） 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合（次条第2項第2号又は第3号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

3 条例第9条第5項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給

日後に支給することができるものとする。

第13条第4項中「第1項本文の規定に関わらず」を「前各項の規定にかかわらず」に改め、同項を同条第7項とし、同項の前に次の3項を加える。

4 支給単位期間（第1項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が海老名市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）第1条第1項に規定する海老名市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い海老名市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

5 職員がその所属する給料の支給義務者（条例第6条第1項の規定により給料を支給する義務を負う者をいう。以下この条及び第15条第4項において同じ。）を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第2項各号に掲げる場合にあつては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給義務者において支給するものとする。

（1） 職員に新たに条例第9条第1項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第2項第1号若しくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者

（2） 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等 当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支給義務者

6 前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支給義務者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第14条の見出し中「終期」を「終期等」に改め、同条第1項中「及び第2項」及び「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同条第

2 項中「その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月」に改め、後段を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第3条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）
- (2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
- (3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月
ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして任命権者が定める場合 任命権者の定める月
イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第14条に次の1項を加える。

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、任命権者が定める。

第15条第1項中「第13条第4項」を「第13条第7項」に改め、「支給単位期間に」の次に「係る通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として任命権者が定める場合に」を加え、同条第2項第2号ア中「55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間等に係る最後の月である場合にあっては、0円）」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号アに次のように加える。

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、任命権者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（イにおいて「払戻金相当額」という。）

(イ) 前項第2号に掲げる事由が生じ、前条第2項第1号又は第3号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る交通機関等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

第15条第2項第2号イ中「第13条第3項第1号又は第2号に掲げる」を「第13条第1項に規定する」に、「同項第1号若しくは第2号に定める」を「同項に規定する」に改め、同条第3項中「第13条第4項」を「第13条第7項」に改め、同条第4項中「場合は、」を「場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月（第2項第2号ア（イ）に掲げる場合に該当する場合にあっては、任命権者の定める月）の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、任命権者の定めるところにより当該」に改める。

第17条に次の1項を加える。

2 月の中途において派遣等となった場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則は、令和８年１０月１日から適用する。



海老名市告示第213号

海老名市自転車等駐車場条例第13条及び第14条第1項の規定により、自転車等駐車場から移動し、保管している自転車等について、同条例第14条第4項の規定により告示する。

令和8年10月15日

海老名市長 内 野



1 保管している自転車等
別添一覧表のとおり

2 処分日
令和8年11月15日以降

別添 保管をしている自転車等の一覧【自転車等駐車場】令和8年 9月分

No.	移動場所	車体番号	防犯登録番号		保管を開始した日
			市	番号	
1	門沢橋西側 自転車等置場	K8FK05705	平塚40	0568034	令和8年9月19日
2		B8G66369	海老名53	0204928	令和8年9月19日
3		PMG8060796			令和8年9月19日
4		B3C43754	茅ヶ崎39	0584963	令和8年9月19日
5		J000605090	座間48	0053098	令和8年9月19日
6	門沢橋東側 自転車等置場	SWJ305012	瀬谷19	0210974	令和8年9月19日
7		A23MJ04654	愛知県警察	23-ハ-77881	令和8年9月19日
8	社家駅 自転車等置場	SSE304681	海老名53	0144865	令和8年9月19日
9		A17PA28694	大和47	0557451	令和8年9月19日
10		F20N02813	海老名53	0165648	令和8年9月19日
11		KAL1141093	千葉県警察	㊦-232751	令和8年9月19日
12	海老名駅東口第 2有料自転車駐 車場	ASX24D1342			令和8年9月25日
13		SZE302508	瀬谷19	0224865	令和8年9月25日
14		A20MI41893	埼玉県警察	21131404-4	令和8年9月25日
15		A23AB15026	旭11	017不明	令和8年9月25日



海老名市告示第214号

海老名市自転車等の放置防止に関する条例第11条第2項及び第13条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域等から移動し、保管している自転車等について、同条例第13条第4項の規定により告示する。

令和8年10月15日

海老名市長 内 野



1 保管している自転車等
別添一覧表のとおり

2 処分日
令和8年11月15日以降

別添 保管をしている自転車等の一覧【放置禁止区域】令和8年 9月分

No.	移動場所	車体番号	防犯登録番号		保管を開始した日
			市	番号	
1	海老名駅西口	SZF056183	海老名53	5000323	令和8年9月24日
2	社家駅	K6EK88696			令和8年9月3日
3	さがみ野駅南口	CS20010550	大和47	0681778	令和8年9月1日
4		T23F2421			令和8年9月1日
5	さがみ野駅北口	SVUD00294	座間48	0254696	令和8年9月1日
6		G150521524	大和47	0526506	令和8年9月15日



海老名市告示第 215 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市道の路線区域を変更する。

その関係図面は、海老名市まちづくり部道路管理課において令和 8 年 10 月 16 日から 2 週間一般の縦覧に供する（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は縦覧できません。）。

令和 8 年 10 月 15 日

海老名市長 内 野



案内図



海老名水道営業所

JR相模線

文化会館

めぐみ町

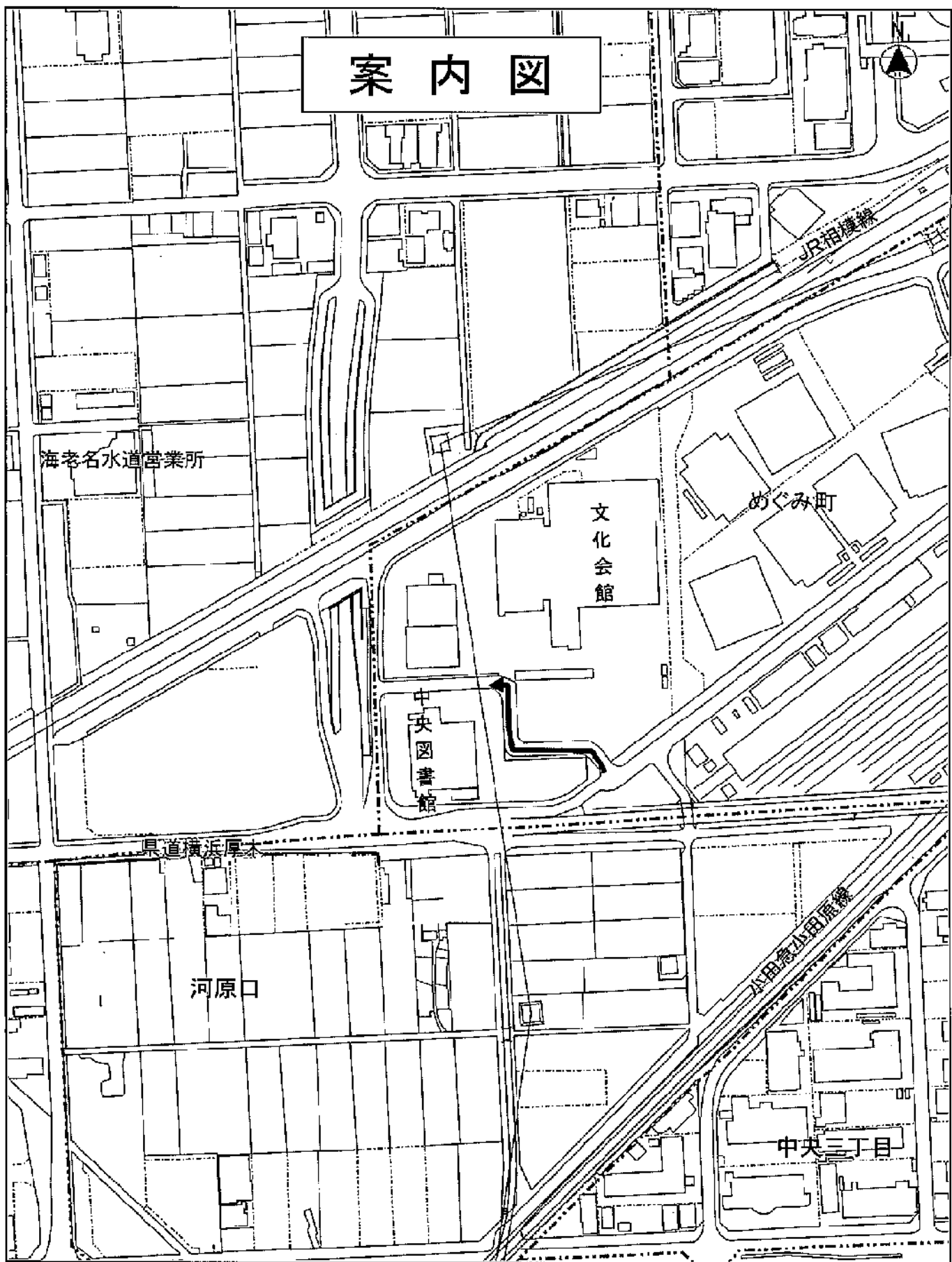
中央図書館

県道横浜厚木

河原口

小田急小田原線

中央三丁目



【別紙】

区域変更調書

図No.	道路の種類	路線名	変更の区間	延長 (m)	敷地の幅員	
					変更前 (m)	変更後 (m)
1	3	海老名市道 1889 号線	めぐみ町485-1 地先	86.00	6.41	12.00
			}		}	}
			めぐみ町474-4 地先		12.82	45.32

(道路の種類)

1---市区町村道1級

2---市区町村道2級

3---市区町村道その他

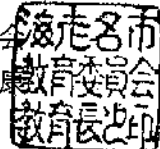


海老名市教育委員会告示第15号

海老名市教育委員会令和8年10月定例会を次のとおり招集したので告示する。

令和8年10月15日

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文康



- 1 開催日時 令和8年10月20日（火）午後3時30分
- 2 開催場所 えびなこどもセンター 2階 201会議室
- 3 付議事件
 - ・ 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
 - ・ 令和8年度末県費負担教職員人事異動方針について
 - ・ 令和8年度海老名市奨学生の決定について